浦添市会計年度任用職員任用案内

募集職種	保健師または助産師（保健相談専門員）（採用予定人数：２人）
勤務条件等	裏面を参照
資格要件	あり（保健師または助産師免許証および普通自動車運転免許）
区分	パートタイム（産休、育休代替）
募集期間	令和８年 11 月 30 日から任用候補者（合格者）が決定するまで
提出物	①浦添市会計年度任用職員任用申込書 ②資格を証明する書類等（保健師または助産師免許証の写し）
提出先	〒901-2501　浦添市安波茶１丁目１番１号 浦添市役所　こども家庭課（本庁２階）
提出方法	こども家庭課窓口へ提出（郵送可）　もしくは　オンライン申請
選考方法	書類選考　および　面接
合否発表方法	応募者全員に通知送付

次の(１)から(４)いずれにも該当しないことをご確認の上、申込書をご提出ください。

（１） 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２） 浦添市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（４） 特定性犯罪（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第７項）の前科がない者 (※1、※2)

※１ 学校、保育所等の一部の業務に従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※２「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙誓約書をご参照ください。

※３ 駐車場について、本庁舎等には職員等の専用駐車場はありません。周辺の月極駐車場を各自で確保してください。

お問合せ先　浦添市役所　こども家庭課　母子保健係　098-876-6825（直通）

【勤務条件】

任用期間	一会計年度（産休、育休代替） 【令和９年４月１日～翌年３月 31 日】（任用後１か月間は試用期間となります。）
勤務日	週５日（原則、月曜日から金曜日）
週休日 休日	週休日：日曜日および土曜日 休　日：国民の祝日に関する法律に規定する休日、６月 23 日（慰霊の日）及び 12 月 29 日から翌１月３日まで休み。
勤務時間	９：00～17：00（休憩時間 12：00～13：00）　実労働時間：７時間 ※　所定労働時間を超えて勤務する場合があります。
勤務場所	市役所本庁舎（こども未来部　こども家庭課　母子保健係）
職務内容	訪問支援、乳幼児健診、その他母子保健事業に関する業務全般（事務含む）
報酬	月額 264,000 円
諸手当	① 通勤手当　110 円/日～ ※通勤距離が２㎞以上ある場合対象。徒歩、送迎、乗合は対象外となります。 ② 時間外勤務手当　労働基準法に準ずる ③期末手当　年 2.525 月分　（６月・１２月） ④ 勤勉手当　年 2.125 月分　（６月・１２月） ※期末手当及び勤勉手当について、一定の要件を満たす場合に支給され、初年度は支給率が異なります。
給与等支給日	毎月末日締め、翌月１５日払い　※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給
休暇	年次有給休暇を任用期間及び週勤務日数に応じて付与（初年度６カ月超え勤務は 10 日付与）。その他（産前産後休暇、病気休暇、旧盆、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、保育時間、子の看護休暇等）
社会保険	要件を満たす場合、市町村職員共済組合又は公立学校共済組合の短期組合員及び日本年金機構の厚生年金に加入。
雇用保険	週 20 時間以上勤務かつ任用期間が 31 日以上の場合適用。
災害補償	沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合補償又は労働者災害補償法に基づく補償。
服務規程	地方公務員法に規定する服務の各規程が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限）
営利企業従事（兼業）制限	パートタイム勤務者は、適用除外となります。（兼業可・要届出）

注）関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。